

再公示：次の案件については、5月21日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番 号：140351

国 名：ウガンダ

担当部署：経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第二課

案件名：アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト（水利用者委員会強化支援）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：水利用者委員会強化支援

(2) 格 付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間： 2014年7月上旬から2014年11月中旬まで

(2) 業務M/M： 国内0.40M/M、現地4.00M/M、合計4.40M/M

(3) 業務日数：準備期間 現地派遣期間 整理期間

4日 120日 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：6月18日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれ
も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 業務実施の基本方針 | 16点 |
| 2) 当該業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1) 類似業務の経験 | 40点 |
| 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8点 |
| 3) 語学力 | 16点 |
| 4) その他学位、資格等 | 16点 |

(計100点)

類似業務	住民組織強化にかかる各種業務
対象国／類似地域	ウガンダ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。）

6. 業務の背景

ウガンダの北部地域は1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民(IDP)が生じた。2006年の和平交渉開始により、国内における武力衝突が減少し治安が改善したため、2008年頃からIDPの帰還が本格化した。南スーダンとの国境に接し、紛争の影響を特に大きく受けたアチョリ地域においても、2010年現在、統計上IDPの9割近くが帰還したとされている。しかし、同地域に帰還した人々は、IDPキャンプ時に実施されていた人道緊急援助がなくなり、厳しい生活環境に直面している。

一方、アチョリ地域の地方行政については、県、郡、パリッシュ（郡と村の中間にあたる行政単位）、村といった地方政府としての体制を一定程度整えているものの、人員配置率は極めて低く、開発予算も不足しており、帰還した住民のニーズを的確に把握し、必要な生活基盤や社会サービスを提供できる能力も不足している。帰還して生活を確立しようとしている人々に対し、人道緊急支援に代わって公共サービスを提供すべき地方行政機関がタイムリーに対応できなければ、人々の政府に対する不信感・不満が増幅する懸念がある。

JICAは、アチョリ地域の中でも特に紛争影響を強く受けたアムル県を対象に、2009年から「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」及び「アムル県総合計画策定支援プロジェクト」を実施し、パイロット事業を通じてIDPの帰還を促進するための緊急的なニーズに対応しつつ、地域の開発の方向性を示し、「JICA北部地域復興支援プログラム」の下、アムル県での2つのプロジェクトの教訓を活かし、アチョリ地域全体の開発を行政機関を通じて展開する方針を取っている。こうした状況を踏まえてウガンダ政府はアチョリ地域の地方行政官（県、郡、パリッシュ、村）の開発事業計画策定・実施能力向上を目的として技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは地方自治省をカウンターパート(C/P)機関として、「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」（以下、プロジェクト）を2011年11月から2015年11月まで4年間の予定で実施中である。同プロジェクトでは、アチョリ地域の全7県の地方行政官のコミュニティ開発計画策定・事業実施能力向上させ、帰還民に対する安定的な生活環境・社会サービスを提供できる実施体制作りを目指している。

本プロジェクトの実施体制としては、中央レベルでは地方自治省がC/P機関となるが、実質的に能力強化の対象とするのはアチョリ地域の地方行政官（特に県の計画担当官やコミュニティ開発担当官(CDO)、郡のCDO等）となる。JICA側の人員としては、チーフアドバイザー（派遣期間：2012年2月～2015年2月）、業務調整/平和構築専門家（派遣期間：2011年11月～2014年6月（後任着任予定））、地方行政強化専門家（2013年5月～2015年5月）の3名が派遣中の他、2012年度には社会調査/紛争予防配慮（派遣期間：2012年1月～12月（全4回））、コミュニティ開発計画策定支援1、同支援2（派遣期間：2012年3月～2013年3月（各全3回））、コミュニティ・インフラ専門家（派遣期間：2013年2月～7月（全2回））、調達・施工監理能力強化専門家1及び2（派遣期間：2012年4月～9月、2013年9月～2013年12月（全3回））、モニタリング専門家（派遣期間：2013年6月～12月（全2回））、研修フォローアップ・企画コンサルタント（2013年8月～9月）、削井施工監理専門家（派遣期間：2014年2月～7月（全2回））が順次派遣されている。

また、本プロジェクトでは、2013年よりアチョリ地域のプロジェクトの対象地域7県のうち、パイロットプロジェクトの実施対象4県（アムル、ヌオヤ、パデール、キトゥグム）の村での井戸堀を通じて、主に県が実施している調達や給水事業の強化支援を行っている他、郡レベルでのコミュニティ開発官やヘルスアシスタントが実施するコミュニティ（村）での水利用者委員会の形成や研修に対しても支援している。本業務従事者はパイロットプロジェクトの対象4県の郡レベルのコミュニティ開発官とヘルスアシスタントが実施する水利用者委員会強化を支援し、技術指導を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他のプロジェクト専門家と連携しつつ、また県の給水担当官(District Water Officer)と調整しながら、郡レベルのコミュニティ開発担当官(Community Development Officer)やヘルスアシスタントに対して水利用者委員会強化支援にかかるオンザジョブ方式による研修を実施する。具体的には、郡レベルのコミュニティ開発担当官やヘルスアシスタントが行う、村レベルでの水利用者委員会の研修を支援しながら業務内容を改善する。また、郡レベルのコミュニティ開発担当官やヘルスアシスタントが村で行う業務を踏まえて、郡レベルのコミュニティ開発担当官やヘルスアシスタントを対象とした研修(TOT)を企画し実施する。なお、対象4県の郡の数は28であり、また郡とほぼ同等のレベルで4つのタウンカウンシルがある。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2014年7月上旬 4日間)

- 1) 本案件に係るJICA調査資料並びにプロジェクト作成資料等から、業務に必要な情報を収集して分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- 2) ワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し説明する。

(2) 現地派遣期間 (2014年7月上旬～11月上旬 120日間)

- 1) C/P、JICAウガンダ事務所、プロジェクト事務所があるグルのJICAフィールドオフィス、及びプロジェクトのチーフアドバイザー等にワークプランを提出・説明し、業務内容を確認する。
- 2) 水利用者委員会強化にかかる政府資料、プロジェクト資料等を検討する。水環境省や県が行っている水利用者委員会にかかる政策・方針を確認する。
- 3) パイロット事業実施村における水利用者委員会強化支援の現状や課題を把握する。
- 4) 郡レベルのコミュニティ開発担当官やヘルスアシスタントが実施しているパイロット事業実施村における水利用者委員会研修を、プロジェクト雇用のナショナルスタッフとともに必要に応じて支援する。なお、郡レベルのコミュニティ開発担当官やヘルスアシスタントによる村レベルでの水利用者委員会の研修は2014年5月上旬から実施予定である。
- 5) パイロットプロジェクトの対象4県の郡レベルのコミュニティ開発担当官やヘルスアシスタントに対してプロジェクトが行ってきた研修(TOT)を確認し、プロジェクトが実施する研修を支援する。なお、これまで実施した研修(TOT)はパイロット事業の対象4県にあるすべての郡のコミュニティ開発担当官とヘルスアシスタント1名ずつを対象として実施した。
- 6) 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P、JICAウガンダ事務所、及びグルJICAフィールドオフィスに提出する。

(3) 帰国後整理期間 (2014年11月上旬 4日間)

- 1) 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA経済基盤開発部に報告を行う。

8. 成果品等

本契約において作成する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

和文4部(JICA経済基盤開発部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクト)
英文9部(C/P5部、JICA経済基盤開発部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクト)

(2) 現地業務結果報告書

英文9部(C/P5部、JICA経済基盤開発部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオ

フィス、プロジェクト)

- (3) 専門家業務完了報告書（記載項目は、①業務の具体的な内容、②業務の達成状況、③業務実施上遭遇した課題とその対処、④プロジェクト実施上での残された課題、⑤その他、とする）
和文4部（JICA 経済基盤開発部、JICA ウガンダ事務所、グル JICA フィールドオフィス、プロジェクト）
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示に係る見積書の積算にあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン（2014年4月）」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。

航空経路は、成田／羽田⇒ドーハ⇒エンテベ⇒ドーハ⇒成田／羽田、または成田／羽田⇒ドバイ⇒エンテベ⇒ドバイ⇒成田／羽田を標準としてください。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2014年7月上旬～11月上旬を予定しています。

2) 現地での業務体制

以下の三名の長期専門家が本プロジェクトに従事しています。

- a) チーフアドバイザー
- b) 業務調整
- c) 地方行政強化

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舎手配

あり

③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

④ 通訳傭上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

⑥ 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料を、JICA経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第二課（TEL 03-5226-8154）にて配布します。

・ウガンダ国アチョリ地域コミュニティ開発計画作成能力強化プロジェクト

詳細計画策定調査報告書

- ・同 中間レビュー調査報告書
- ・同 専門家報告書

なお、下記の当機構ウェブサイトも参照してください。
「アフリカ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」
(<http://www.jica.go.jp/project/uganda/001/index.html>)

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求める制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

以上